

# 指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

—令和5年12月定例会—

## 指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 194号	つなぎ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	1
議案第 195号	盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	2
議案第 196号	盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	3
議案第 197号	岩手公園地下駐車場、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	4
議案第 198号	盛岡市葛巻飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	5
議案第 199号	盛岡市町村飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	6
議案第 200号	盛岡市大平飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	7
議案第 201号	盛岡市大沼飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	8
議案第 202号	もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………	9

議案第 194号

つなぎ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 つなぎ地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市繫字堂ケ沢36番地1

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

旧繫小学校の利活用について地域と検討を進める中で、つなぎ地区活動センターの機能移転に向けた調整を進めていることから、当面の間は現在の指定管理者に管理運営を継続させることが効率的であるため。

議案第 195号

盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立けやき荘
- (2) 位 置 盛岡市上太田細工4番地

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立けやき荘は、令和6年3月31日をもって廃止する予定としていたが、入所者の転所先として調整している軽費老人ホームの建設工事の完了が、当初予定していた令和6年1月から、令和7年2月に変更となったことから、けやき荘の廃止時期を令和7年3月31日まで延期する必要がある、廃止までの期間における入所者への生活支援や廃止に伴う入所者の転所支援が必要であることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

議案第 196号

盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立かつら荘
- (2) 位 置 盛岡市前九年三丁目7番1号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立かつら荘は令和7年度に移転、建設工事を実施する予定である。これに関わって、条例改正や仕様書の大幅な変更が必要であることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転に併せて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 197号

岩手公園地下駐車場、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称    ア 岩手公園地下駐車場  
              イ マリオス立体駐車場  
              ウ 盛岡駅西口地区駐車場
- (2) 位 置    ア 盛岡市内丸1番55号  
              イ 盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号  
              ウ 盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 一般財団法人盛岡市駐車場公社
- (2) 代表者名 理事長 佐 竹 克 也
- (3) 所在地   盛岡市内丸1番55号

3 指定期間

- (1) 変更前   平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後   平成31年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、岩手公園地下駐車場開業50周年記念事業の実施による施設利用の促進のほか、施設周辺の草刈り及び除雪等の駐車場管理業務以外の取組を自主的に実施し、地域の環境美化にも大きく寄与しているなど、管理運営の実績が特に良好であると認められたため。

議案第 198号

盛岡市葛巻飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市葛巻飲料水供給施設
- (2) 位 置 盛岡市玉山馬場字田茂内地内

2 指定管理者

- (1) 団体名称 葛巻部落水道利用組合
- (2) 代表者名 組合長 大 山 義 栄
- (3) 所在地 盛岡市玉山馬場字田茂内 2 番地 3

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで
- (2) 変更後 平成31年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市葛巻飲料水供給施設は、個別井戸への切替後、令和 8 年 3 月31日をもって廃止する予定であり、廃止までの期間における施設管理や水質保全を図り、利用者へ飲料水を継続的に供給する必要があることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

議案第 199号

盛岡市町村飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市町村飲料水供給施設
- (2) 位 置 盛岡市藪川字町村地内

2 指定管理者

- (1) 団体名称 町村飲料水組合
- (2) 代表者名 組合長 工 藤 英 司
- (3) 所在地 盛岡市藪川字町村93番地 1

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで
- (2) 変更後 平成31年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市町村飲料水供給施設は、個別井戸への切替後、令和 7 年 3 月31日をもって廃止する予定であり、廃止までの期間における施設管理や水質保全を図り、利用者へ飲料水を継続的に供給する必要があることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。



議案第 200号

盛岡市大平飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市大平飲料水供給施設
- (2) 位 置 盛岡市寺林字平森地内

2 指定管理者

- (1) 団体名称 大平水道利用組合
- (2) 代表者名 組合長 西 川 直 美
- (3) 所在地 盛岡市寺林字平森54番地44

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市大平飲料水供給施設は、個別井戸への切替後、令和7年3月31日をもって廃止する予定であり、廃止までの期間における施設管理や水質保全を図り、利用者へ飲料水を継続的に供給する必要があることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

議案第 201号

盛岡市大沼飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市大沼飲料水供給施設
- (2) 位 置 盛岡市藪川字日向地内

2 指定管理者

- (1) 団体名称 大沼水道利用組合
- (2) 代表者名 組合長 三 浦 実
- (3) 所在地 盛岡市藪川字日向29番地

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市大沼飲料水供給施設は、個別井戸への切替後、令和8年3月31日をもって廃止する予定であり、廃止までの期間における施設管理や水質保全を図り、利用者へ飲料水を継続的に供給する必要があることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。

議案第 202号

もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 もりおか歴史文化館
- (2) 位 置 盛岡市内丸1番50号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 もりおか歴史文化館活性化グループ  
(構成団体：株式会社乃村工藝社、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会)
- (2) 代表者名 株式会社乃村工藝社 代表取締役 社長執行役員 奥 本 清 孝
- (3) 所在地 盛岡市内丸1番50号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、SNS等を用いた積極的な情報発信による施設利用の促進のほか、自主的に個人向け音声ガイドシステム（多言語対応）を導入し、来館者層の拡大に努めているなど、運営実績が特に良好であると認められたため。